

球磨郡公立多良木病院企業団競争参加資格申請(小規模取引契約希望業者登録申請)要項

球磨郡公立多良木病院企業団が行う物品の購入及び業務委託及び賃貸借等の契約に係る競争入札(見積)に参加を希望される方は、下記により書類を提出して下さい。

1. 受付期間及び提出先

- (1)定期受付 令和5年2月1日～令和5年3月31日まで(午前9時～正午、午後1時～午後5時まで)(閉院日を除く)
※更新申請の場合は必ずこの期間に申請して下さい。
- (2)随時受付 定期受付以外の期間(閉院日を除く)
- (3)提出方法 持参及び郵送でお願いします。(申請書の返信用として切手と封筒の同封もお願いします。)
※様式第1号については、USB及びメール等にてデータの提出もお願いします。
- (3)提出先 熊本県球磨郡多良木町多良木4210番地 球磨郡公立多良木病院企業団 財務課管財係
- (4)有効期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日まで(2年間)
- (5)結果通知 審査終了後に通知いたします。
- (6)その他:提出書類については2.に掲げる順番で綴じて下さい。

2. 提出書類について

2-1 競争参加資格申請書

番号	提出書類	内容	原本/写	部数	法人	個人
1	様式第1号	競争入札参加資格審査申請書		1	◎	◎
2	様式第2号	委任状(支店等で直接取引する場合)		1	○	
3	様式第3号	使用印鑑届	(原本)	1	◎	◎
4	印鑑証明書	法人→法務局 個人→市町村(3ヶ月以内発行したもの)	(写し)	1	◎	◎
5	様式第4号	個人情報保持に関する契約書(契約時提出)		1	△	△
6	様式第5号	事故発生時の対応手順覚書(契約時提出)		1	△	△
7	登記簿謄本	法務局で3ヶ月以内に発行されたもの(法人)	(写し)	1	◎	
	身元証明書	法務局で3ヶ月以内に発行されたもの(個人)	(写し)	1		◎
8	納税証明書 (本社分のみ)	(国税、県税、市町村税)未納がないものを記載されていること	(写し)	1	◎	◎
		証明年月日は申請書提出の3ヶ月以内のもの				
		県税は県内に営業所等を有していないものを除く				
9	財務諸表(本社分)	貸借対照表・損益計算書(直近2年分)	(写し)	各1	◎	◎
10	賠償責任保険証書		(写し)	1	◎	◎
11	許可証	医薬品販売業の許可証(医薬品卸業者対象)	(写し)	1	該当業者	
12	ISO等認証登録証	ISO、サービスマーク、プライバシーマーク等	(写し)	1		
13	その他	会社案内パンフレットなど	(原本)	1		
14	その他	適格請求書発行事業者登録番号が分かるもの	(写し)	1	該当業者	

2-2 小規模取引契約希望業者

番号	提出書類	内容	原本/写	部数	法人	個人
1	様式6号	小規模取引契約希望業者登録申請書		1	◎	◎
2	登記簿謄本	法務局で3ヶ月以内に発行されたもの(法人)	(写し)	1	◎	
3	代表者身元証明書	運転免許証、健康保険証等の氏名及び住所が確認できるもの	(写し)	1		◎
4	納税証明書	市町村税の未納がないものを記載されていること	(写し)	1	◎	◎
		証明年月日は申請書提出の3ヶ月以内のもの				
5	その他	適格請求書発行事業者登録番号が分かるもの	(写し)	1	該当業者	

提出書類について◎は必須、○は任意です。(△は契約時に提出を求めます)
様式についてはホームページからダウンロードして下さい。

3. 記入上の注意

- (1)様式第1号の参加希望業種については、ホームページの業種分類表を参照の上選択して下さい。
- (2)参加希望業種が複数ある場合は第12希望まで選択して下さい。小規模取引契約希望業者は第4希望まで選択して下さい。
- (3)従業員数に関してはパート、臨時職員等を含めて下さい。
- (4)各様式の印鑑は鮮明に押印して下さい。
- (5)損害賠償保険(製造物責任法)は顧客に対して保険の内容を記入して下さい。自社の営業車輛等の任意保険は含まれません。
- (6)休日・夜間の24時間体制は会社組織としての体制が大切であり、当番体制を組み留守番電話から携帯電話等へ転送されることが該当します。営業社員個人の携帯電話番号を職員に知らせておく程度のもものでは該当しません。
- (7)記入漏れ、記入不足、虚偽の報告などは無効となりますので十分注意して下さい。

4. 資格審査の申請できる者

- (1)地方自治法施行令第167条の4に規定に該当しない者。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法律第77号)第2条の6に規定する暴力団員でない者。
- (3)参加を希望する業種に関する許可、認可、登録、免許等を得ている者。
- (4)申請書受付月の前月の末日以前に1年以上の同種の営業を営んでいる者。
- (5)市町村税並びに消費税及び地方税の滞納がない者。

5. 登録の取り消しについて

登録者が次の各号のいずれに該当する場合は登録の取り消しを行います。

- (1)前述の「4.」のいずれかに該当しなくなった場合。
- (2)倒産、又は、破産した場合。
- (3)受注に関し不正又は不誠実な行為があった場合。

照会先 〒868-0501 熊本県球磨郡多良木町多良木4210番地 球磨郡公立多良木病院企業団 財務課管財係 TEL 0966(42)2588 FAX 0966(42)5193 E-mail kanzai-001@taragihp.jp
